

愛犬とお出掛けする際、リードを付けることは当然だと思われる方が多いと思います。しかし、サイズは本当に愛犬に適しているのでしょうか？ アニコム損保が支払った賠償責任特約事故（犬が他人に危害を加えた事故）の内訳では約1割が首輪やリードに関係する事故でした。

一例を紹介します。飼い主が多頭飼育の愛犬（ポメラニアン）2匹を一緒に連れ、散歩に出掛けた際の事故です。

信号待ちの際、坂の上から被害者と飼い犬が降りてきているのが愛犬の目に入りました。その飼い犬の方へ向かっていこうと引っ張られたため、リードが飼い主の手からすっぽり抜けてしまい、愛犬が走って行ってし

あんしんペットライフ
⑩

もう一度、リードの見直しを

まいりました。被害者は飼い犬をかばって咬まれ、けがをしてしまいました。（ポメラニアン、3歳、オス。被害者の治療費と休業損害金などとして損害賠償請求があった）

このように、急に犬が走り出したことに対応しきれず、リードを手から離してしまったという事故のほか、首輪サイズの不適合やリード（金具含む）の破損が原因となった事故が発生しています。

これらは全て飼い主の注意により防げる事故です。小型犬であっても油断は禁物です。チワワでもほえかかったために高齢者が驚いて転倒してけがをし、

数千万円の損害となった事故もあります。

今年9月施行の改正動物愛護法には「^{いっそう}逸走（走って逃げるこ）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という条文が追加され、飼い主の責任がより明確となっています。

愛犬を守るためにもリードを付けるという最低限のマナーに加え、もう一度リードのサイズが合っているか、引っ張られた際に手から抜けたりしないか、リードの金具やリード自体が古くなっていないかなど見直してみてはいかがでしょうか。

（アニコム損保 獣医師 井上舞）